

きずな通信

2020.1月 No.178

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな

今年もよろしくお願ひ致します！！



新年のご挨拶

～ 所長より ～

昨年一年間、橋口事務所をご支援いただきありがとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。中小企業においては、昨年4月からの年次有給休暇取得義務化に加えて、本年4月からは、時間外労働の上限規制への対応が求められることとなります。それぞれの事業所での「働き方改革」を通じて、より良い職場環境が作られるように労使が知恵を出し合い力を合わせるがいよいよ大事になってきました。それらをしっかりとサポートしていきたいと思っております。

～事務所職員より～

◎吉野 昨年は事業所様に何かとご迷惑をお掛け致しました。今年はじっくりと業務に取り組みたいと思っております。昨年末に、またまた新入りの家族を迎へ？餌代稼ぐぞ～と、自分に言い聞かせた年明けでした。今年もよろしくお願ひ致します。

◎森 去年第一子を出産し、育児休業をとらせていただいております。沢山の方に支えられていることを忘れずまた、出産を通し学んだことを今後活かしていければと思っております。今後とも宜しくお願ひ致します。

◎加藤 昨年は大変お世話になりました。今年も日々勉強！日々精進！の気持ちを忘れず、業務に取り組みたいと思っております。どうぞ宜しくお願ひ致します。

◎本田 昨年入職した本田です。アツという間に新年を迎えました。光陰矢の如しを実感する日々です。今年初の社労士試験受験に向けて勉強しているのですが、言うことを聞かない3歳の息子と、テーブルや家具すら食べる1歳の娘の世話に追われ、学成り難しの日々でもあります。そんな毎日ですが今年も迅速・正確をモットーに取り組み参りますのでよろしくお願ひ致します。

◎青野 仕事では、昨年同様1つ1つ覚えていけたらと思っております。プライベートでは、筋トレおもに腹筋・背筋をそこそこ頑張り腰痛防止に努めたいと思っております。

労働保険事務組合加入の事業所様へ

●労働保険料第3期分納付について

いつも事務組合きずなにご協力いただきありがとうございます。

労働保険料第2期分の納付期限は 1月31日 となっております。納付のほどよろしくお願ひいたします。

